

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成28年9月23日(2016.9.23)

【公表番号】特表2015-527582(P2015-527582A)

【公表日】平成27年9月17日(2015.9.17)

【年通号数】公開・登録公報2015-058

【出願番号】特願2015-525876(P2015-525876)

【国際特許分類】

G 01 N 33/48 (2006.01)

G 01 N 1/28 (2006.01)

G 01 N 1/10 (2006.01)

B 01 D 27/02 (2006.01)

A 61 M 1/02 (2006.01)

【F I】

G 01 N 33/48 H

G 01 N 1/28 J

G 01 N 1/10 B

B 01 D 27/02

A 61 M 1/02 5 7 5

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月4日(2016.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

全血から血漿を分離するための複部構成装置であって、

全血を受け入れるための試料採取ユニット(11；12)と、

血漿を抽出するための複数の層を備えた層状フィルタを備えたフィルタユニット(10)と、

部分真空を前記フィルタユニット(10)内に作り出すための、圧送ユニット、好ましくはプランジャポンプ(20)とを備える、複部構成装置において、

前記フィルタユニット(10)、および前記フィルタユニット(10)に向かって延びる円錐状先端部を有する血漿収集容器(17)が、フィルタカートリッジ(13)内に含まれ、

前記血漿収集容器(17)の前記円錐状先端部(9)が、封止部(15)を前記フィルタユニット(10)に向かって突き刺し、前記収集容器(17)は、その反対側の端部において、前記圧送装置に通じる通路を有する支持要素、好ましくは締め付け封止部(27)によって保持され、

前記フィルタカートリッジ(13)が、血漿抽出後に分離可能であり、したがって分析器内への試料投入のために前記血漿収集容器(17)の前記円錐状先端部(9)を露出させ、

前記フィルタユニット(10)に向かう前記封止部(15)および前記フィルタカートリッジ(13)内の前記支持要素が、補償容積部(21)を画定し、前記補償容積部(21)は、空気透過性連結部、たとえば補償開口部(25)または多孔性膜を介して前記圧送装置に連結されることを特徴とする、複部構成装置。

【請求項 2】

前記フィルタカートリッジ(13)が、円錐状先端部を備えた前記血漿収集容器(17)を含む血漿アプリケータ(14)を、前記フィルタユニット(10)を含む前記フィルタ筐体(8)から引っ張る、螺脱することによって分離可能であることを特徴とする、請求項1に記載の装置。

【請求項 3】

前記圧送装置に通じる前記通路が、疎水性の空気透過性要素(16)を含むことを特徴とする、請求項1または2に記載の装置。

【請求項 4】

前記フィルタユニット(10)の前記複層の層状フィルタが、深層フィルタ(3)、停止膜(4)および横方向格子(5)を備えることを特徴とする、請求項1から3のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 5】

前記フィルタカートリッジ(13)が、プランジャ注射器(11)内に配設されもしくは組み込まれ、または前記注射器内に挿入可能であることを特徴とする、請求項1から4のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 6】

前記フィルタカートリッジ(13)が、Monovette(12)の内部に配設されもしくは組み込まれ、または前記Monovette内に挿入可能であることを特徴とする、請求項1から4のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 7】

血漿抽出前の初期位置にある前記注射器(11)または前記Monovette(12)の前記プランジャ(18)が、前記フィルタカートリッジ(13)の前記支持要素に接して載置し、血漿抽出の終了時に係止位置(24)に係止することを特徴とする、請求項5に記載の装置。

【請求項 8】

全血から血漿を抽出するための、複層フィルタユニット(10)を備えたフィルタカートリッジ(13)であって、その内部に、封止部(15)を前記フィルタユニット(10)に向かって突き刺す先端部(9)を有する円錐状の血漿収集容器(17)を有しており、前記血漿収集容器(17)は、その他方の端部において、支持要素によって、好ましくは締め付け封止部(27)によって前記フィルタカートリッジ(13)内に保持され、前記フィルタユニット(10)に対する前記封止部(15)および前記フィルタカートリッジ(13)内の前記支持要素が、補償容積部(21)を画定し、前記支持要素が、空気透過性の補償開口部(25)または多孔性膜を有することを特徴とする、フィルタカートリッジ(13)。

【請求項 9】

前記フィルタカートリッジ(13)が、前記円錐状の血漿収集容器(17)を含む血漿アプリケータ(14)を、前記フィルタユニット(10)を含むフィルタ筐体(8)から引っ張る、捩じり取る、または螺脱することによって分離可能であり、したがって分析器内への試料投入のために前記血漿収集容器(17)の前記先端部(9)を露出させることを特徴とする、請求項8に記載のフィルタカートリッジ(13)。

【手続補正2】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】全図

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図1】

